［号を削る。］

２　前項第二号の規定により特定の日における株式の数を計算する場合において、交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該特定の日に交付されたものとみなして計算した数とする。

３　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ　株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二　新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

三　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五　投資証券等については、投資口の数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十　対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該償還を受ける株式の数

ロ　新株予約権証券　当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　償還を受ける株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該償還を受ける投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

［項を加える。］

［項を加える。］